

研究結果

「日本近代土地制度の沿革と農業政策の関係について」研究結果報告

本研究の主な内容を簡潔にまとめておくと、以下のようになっている。近代日本の土地制度が成立する過程で、土地制度の基礎をなす部分が、政府の農業政策（広義的に農業全般に影響を与え得る部分、例えば農業技術発展のための諸政策・農産物の生産に対する補助・農民自身に対する保護政策など農業全般に影響を与え得る諸政策）との関係を具体的な事例で検討することとする。

以上の主旨のもとで、本研究は以下三つの問題に焦点を当て、考察を行った。①土地制度の成立と明治政府の水利政策。②土地制度の成立と殖産興業政策。③土地制度の成立と農業補助金。その考察結果は、まだ色々検討する余地は残っており、不十分ではあるが、以下いくつのことが言えるのではないかとと思われる（今後、この研究をなお補足していく所存である）。

①土地制度の基礎部分をなす地価の取調は、明治政府の水利政策の変化の影響を受けた事によって、地価の取調べ規則に変化を生じさせた。従来の研究によって、越前七郡全域の地価の見直しは、越前七郡農民の地租改正反対運動の結果であり、とりわけ農民たちが勝ち取った成果である、と論じられていたが、本考察によって、越前七郡地租改正再調査における、地価査定時の「含蓄酌量」は、むしろ明治政府の水利政策に変化が生じた結果である、と思われる。

②地租改正事業の結果を注目してみると、地租の金納・土地所有権の法的認可の裏に、やはり、政府の殖産興業政策を維持する目的が存在している事が、浮き彫りになる。従って、勿論従来多く言われているように、地租改正事業は、日本資本主義の成長、とりわけ殖産興業の諸事業に原資を提供した役割をなしている。しかし、地租改正事業が、明治政府の殖産興業政策のための事業であるとの側面が強く現れていると強調したい。つまり、両事業の主従関係を看過してはならない、と思われる。

③明治政府の補助金政策の主流は、農業部門の剰余価値→工業部門補助金であると言われていた。しかしながら、農業部門の剰余価値を確保するために、土地制度の整備とともに農業補助金制度も整備していく動きがあると確認できる。

研究結果の公表について（予定も含む）

口頭発表（題名・発表者名・会議名・日時・場所等）

- 題名：「明治初期の土地制度と農業政策―「越前七郡地価再調査手続書」に関連して―」
- 発表者名：温娟
- 会議名：社会経済史学会第75回全国大会
- 日時、場所：2006年9月14日、関西大学

論文（題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等）

- 『社会経済史学』に投稿予定：「明治初期の土地制度と農業政策―「越前七郡地価再調査手続書」に関連して―」
- 作成中：「地租改正推進過程における農業政策の成立経緯とその後の有り方」

書籍（題名・著者名・出版社・発行時期等）